

平成25年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成25年12月5日 午前10:00

○散 会 午前11:52

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 兼 新 庁 舎 建 設 室 長 幸 村 公 明
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生 活 環 境 課 長 (部 長 待 遇) 関 谷 良 広
生涯学習課長 (部 長 待 遇) 菅 原 一	総 務 課 長 小 玉 優 子
企画政策課長 栗 山 隆 昌	財 政 課 長 菅 原 剛
税 務 課 長 藤 原 久 基	都 市 建 設 課 長 渡 部 智

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------

平成25年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成25年12月5日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 議案第 84号 潟上市合併振興基金条例（案）について
- 日程第 7 議案第 85号 潟上市情報公開条例（案）について
- 日程第 8 議案第 86号 潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 87号 潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第 88号 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第 89号 潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第 90号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第 91号 潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第 92号 潟上市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第 93号 潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第16 議案第 94号 潟上市駐車場使用条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 17 議案第 95号 潟上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
(案) について
- 日程第 18 議案第 96号 潟上市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例
(案) について
- 日程第 19 議案第 97号 潟上市漁港管理条例の一部を改正する条例 (案) につい
て
- 日程第 20 議案第 98号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (案)
について
- 日程第 21 議案第 99号 潟上市都市公園等 6 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 100号 平成 25 年度潟上市一般会計補正予算 (第 8 号) (案)
について
- 日程第 23 議案第 101号 平成 25 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 24 議案第 102号 平成 25 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 25 議案第 103号 平成 25 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号) (案) について
- 日程第 26 議案第 104号 平成 25 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算 (第 3
号) (案) について
- 日程第 27 議案第 105号 平成 25 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予
算 (第 1 号) (案) について
- 日程第 28 議案第 106号 平成 25 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 4 号)
(案) について
- 日程第 29 同意第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 30 陳情第 15号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- 日程第 31 陳情第 16号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求
める意見書採択についての陳情
- 日程第 32 陳情第 17号 集会施設の新規建設についての陳情書
- 日程第 33 陳情第 18号 日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める陳情

- 日程第 3 4 陳情第 1 9 号 医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出
を要請する陳情書
- 日程第 3 5 陳情第 2 0 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を
求める陳情書
- 日程第 3 6 陳情第 2 1 号 介護職員の処遇改善を求める陳情書
- 日程第 3 7 陳情第 2 2 号 出戸地区コミュニティセンター建て替えの陳情書

午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成25年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番菅原理恵子議員及び6番澤井昭二郎議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの15日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番西村議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（西村 武） 皆さん、おはようございます。

ただいまより議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、11月25日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、また、12月2日に委員、正副議長の出席のもとに開催をしております。

本定例会の運営についてご報告を致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第9号については本会議において報告、議案第84号及び85号の条例制定（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第86号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第87号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第88号から第92号までの条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第93号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第94号から96号までの条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第97号及び98号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第99号の指定管理者の指定については産業建設常任委員会へ付託、議案第100号から議案第106号までの各会計の補正予算（案）については所管の常任委員会へ付託、同意第8号については本会議において審査という区分で行うこととしております。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり各所管の常任委員会へ付託することと致しております。

一般質問について申し上げます。

通告者が5名となりましたので、12月10日の一日で終了し、12月11日は本会議を休会と致します。

議会運営委員会での抽選の結果、12月10日、火曜日の1番目に4番藤原幸作議員、2番目に5番菅原理恵子議員、3番目に13番佐藤昇議員、4番目に19番佐々木嘉一議員、5番目に14番藤原典男議員という順序になりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも12月12日、木曜日の午前10時から開催と致すことと致しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（千田正英） 議会運営委員長からの報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第4、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、市役所庁舎整備事業について申し上げます。

去る10月25日、庁舎建設用地内において起工式が執り行われました。当日は議員各位をはじめ秋田地域振興局長、地元代表者や工事関係者約60人が出席し、工事の安全と一日も早い完成を祈願しております。先日から本格的に工事を進めており、現在は建物基礎杭工事に着手しております。

次に、男鹿市・潟上市・南秋田郡の消防広域化について申し上げます。

消防広域化につきましては、県の広域化推進計画の策定に先駆けて平成19年から協議してまいりました。協議を開始するにあたっては、消防救急無線のデジタル化や消防資器材の更新、市町村合併等、広域化の必要性が大きかったものであり、年々進む高齢化や人口減少等を踏まえ、安心して安全な地域社会の実現に向けて協議を進めてきたところでもあります。

しかし、東日本大震災の発生により、住民の防災意識の変化、耐震を含めた防災対策の推進、デジタル化の早期実施等、協議を開始した当時とは、状況が大きく変化しております。

現在の状況では、広域化について協議を進めることは、各消防本部並びに各市町村で進めているデジタル化や防災対策にも影響を来すことから、先に議長へ通知したとおり、10月11日開催の消防広域化協議会において今後の協議を一旦凍結することに決定致しました。

なお、災害の発生時には、これまで同様、各消防本部が協力し合って被害拡大等の防止に努めることを確認しております。

次に、男鹿地区消防本部並びに湖東地区消防本部の消防救急デジタル無線整備工事について申し上げます。

現在の消防救急無線はアナログ方式が用いられておりますが、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、デジタル通信方式へ移行することとなり、平成28年5月末でアナログ方式は使用できなくなります。

両消防本部では、平成26年度事業でデジタル化工事を実施する予定にしておりました

が、本年度までは充当率100%、交付税算入率70%という財源として非常に有利な「緊急防災減災事業債」が活用できることから、事業計画を変更し、25年度に予算措置し、26年度へ繰り越しして事業を実施する予定としております。

なお、本市の防災行政無線につきましても新庁舎建設工事と併せ、アナログ方式からデジタル方式への移行を検討しており、今後、適切な時期に関係予算を計上する予定でおります。

次に、大規模災害発生時における協力協定の締結について申し上げます。

9月26日に「株式会社北都銀行」と各支店施設や人的資源の活用と災害発生後の復旧融資制度の検討に資する協定を締結しております。また、10月22日に「龍巖山自性院」と、11月22日に「敬徳会藤原記念病院」と、11月26日には「秋田県立養護学校天王みどり学園」と、それぞれ津波発生や大災害発生時における避難所及び一時避難場所としての利用を可能とする協定を締結しております。特に自性院と藤原記念病院は津波浸水域内に位置しておりますし、天王みどり学園は福祉避難所となっていることから、この度の協定締結により災害発生後の応急対応などを含め、地域住民の安心・安全な暮らしの確保に大きく貢献していただけるものと期待しております。

次に、クリーンセンター基幹改良整備事業について申し上げます。

本事業は、施設の延命化及び地球温暖化対策を目的とし、平成24年度・25年度の2カ年継続事業、総事業費10億2,574万5,000円で実施してまいりました。工事は10月31日に完成し、11月22日には竣工式を行っております。

本施設整備にあたっての性能保証事項として、ごみ処理能力の80%以上の改善、CO₂排出量20%以上の削減を条件としておりましたが、検証の結果、ごみ処理能力は1号炉・2号炉とも90%以上改善され、CO₂排出量については32.6%の削減を実現しております。

本事業により既存施設の有効利用が図られ、今後も中・長期的に安定したごみ処理が可能となり、さらには地球温暖化対策が推進され、循環型社会の形成に貢献できるものと考えております。

なお、この財源は「循環型社会形成推進交付金」を活用しております。平成24年度分は国の方針により、震災復旧・復興予算からの交付金に切りかえられたものでありましたが、平成25年度分につきましては、通常予算の交付金となっております。

平成25年度は事業費7億35万円のうち補助対象事業費5億5,393万8,000円に対して2

億7,696万9,000円を要望しておりましたが、当初内示につきましては、市町村の要望額が国の予算を大幅に上回ったことで、全国的に要望額の64%の内示額となっております。5月15日付の本市の内示額は1億7,850万2,000円にとどまり、追加の目処も立たなかったことから、9月定例会において9,846万7,000円を減額補正したところであります。

しかし、その後、国に交付金の追加要望を提出したところ、9月27日付で2団体に追加内示があり、潟上市には満額措置されることとなりました。

なお、ストックヤード整備事業においても、当初の内示額429万6,000円に対し761万2,000円の追加内示がありましたので、本定例会に補正予算を計上しております。

次に、潟上市多目的交流施設（豊川コミュニティセンター）整備事業について申し上げます。

去る10月16日、議員各位をはじめ地元住民の代表、工事関係者約30人のご出席のもと、起工式が執り行われ、工事の無事を祈願致しました。地元の杉材加工や杭打ちも順調に進み、11月20日現在の工事進捗率は29.5%となっております。

今後は、本市と連携協定を締結している秋田大学が文部科学省から採択された「地（知）の拠点整備事業」のほか、地域住民が主体的に企画・立案・実践できるような活動への支援など、関係機関相互のパートナーシップに基づく協働の取り組みにより、事業を推進してまいります。

なお、本定例会には施設運営に要する関係予算を計上しております。

次に、八郎潟ハイツについて申し上げます。

はじめに、施設としての八郎潟ハイツについてであります。先の定例会でアスベスト調査と耐震診断の2件の予算を計上しておりました。アスベスト調査につきましては、10月28日に調査が完了し、2カ所でアスベストが確認されておりますが、いずれも「早急に対策を必要とするものではない」との調査結果となっております。

また、耐震診断については、10月31日に委託契約を締結し、来年3月下旬に完了する予定であります。調査結果につきましては、まとまり次第、改めてご報告をさせていただきます。

次に、株式会社八郎潟ハイツについてであります。10月30日に秋田地方裁判所に対して破産手続の申し立てを行い、11月7日に破産手続を開始した旨、秋田地方裁判所から通知を受けております。

次に、国民健康保険の国庫負担金等の事務処理誤りについて申し上げます。

報道で既にご承知のとおり、療養給付費負担金等について控除に誤りがあり、過大に交付を受けていた事案がありました。平成23年度の療養給付費負担金の「一般被保険者に係る医療給付費」の算定にあたり、遡及して退職被保険者の資格を取得した者について、退職被保険者等に該当することとなった年月日以降に一般被保険者として支払った医療給付費の一部を控除していなかったことから、「一般被保険者に係る医療給付費」が過大に算定されたことにより、療養給付費負担金690万4,000円が過大交付となったものであります。

また、これに連動して、全国の自治体間の格差是正のために支払われる「普通調整交付金」の算定にも誤りが生じることとなり、407万8,000円の過大交付を受けたものであります。

なお、この過大給付分につきましては、毎年度行っている精算時にあわせて返還することとしております。

この度の件につきましては、市民の皆様、市議会並びに関係各位に対し多大なご心配をおかけしたことをこの場をお借りして深くおわび申し上げます。今後このようなことがないよう事務処理体制の見直しを行い、細心の注意を払い事務執行に努めるとともに、職員の資質向上を図り再発防止に努めてまいります。

次に、福祉灯油について申し上げます。

昨今の灯油価格は、原油価格の高騰等により高値で推移しております。本格的な灯油の需要期を迎え、特にこの影響を大きく受ける低所得世帯や高齢者等の要援護世帯を対象に、家計の負担軽減の一助となるよう、緊急的支援策として灯油購入費の助成を実施するため、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、民生児童委員・主任児童委員の委嘱について申し上げます。

12月1日の民生児童委員・主任児童委員の全国一斉改選により、本市では84人に対し厚生労働大臣からの委嘱辞令を伝達しております。近年、民生児童委員・主任児童委員の果たす役割は複雑多様化している中にありまして、潟上市地域福祉の中核的役割を担っていただくものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、健康づくり事業の進ちょく状況について申し上げます。

はじめに集団検診についてであります。本年度の追加検診は、11月に集団レディース検診及びがん検診を実施致しました。がん検診は、受診機会の少ない若い世代も受け

やすいように、11月17日の日曜日に天王保健センターを会場に実施致しました。当日は182人の受診があり、特に20代から40代の受診が多く、受診者の6割弱を39歳以下の若い人たちで占めております。若い世代の検診への関心の高さを知ることができたことから、次年度以降の検診計画へ反映させたいと考えております。

また、検診に先駆け、乳がん検診の未受診者に対して受診を呼びかける「コール・リコール事業」の実施や、その他のがん検診未受診者に対しては、はがきによる受診勧奨を行うなど、受診率の向上に努めております。

なお、最終的な受診率はまだ確定しておりませんが、昨年度との受診者数の比較では、概ね横ばいという結果となっております。

現在、医療機関では特定健診、乳がん・子宮がん検診を継続して実施しておりますので、さらなる受診勧奨に努めてまいります。

次に、予防接種事業について申し上げます。

はじめに子宮頸がんワクチン接種について申し上げます。

厚生労働省の積極的な接種勧奨を一時差し控えることとする勧告は、現在も継続されております。同省では、接種勧奨再開の是非について、ワクチン接種後の痛みなどの副作用についての調査を実施し、専門家による分析・評価を行った上で改めて判断することとしております。

なお、本市においては、これまで副作用の報告はなく、接種勧奨差し控え後も保護者の判断により8人が接種しております。

今後も引き続き情報の収集に努めてまいります。

次に、任意の風しん予防接種の状況について申し上げます。

市では、出生児の先天性風しん症候群を予防するため、任意の予防接種を本年4月にさかのぼって助成しております。9月末現在の接種者数は101人で、その内訳は妊娠を希望する方51人、妊婦の夫とその家族が50人となっております。風しんの流行は、小康状態になりつつありますが、来年3月末日までの事業であることから、引き続き周知に努めてまいります。

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種の勧奨については、市内医療機関のご協力をいただき、院内にポスターを掲示したほか、窓口にはチラシを備えつけて周知を図っております。現在、インフルエンザ予防接種の時期を迎えており、これとあわせて肺炎球菌ワクチンへの関心を高めるよう努めてまいります。

次に、「天王温泉くらら」について申し上げます。

「天王温泉くらら」では、温泉井戸の故障により8月上旬から源泉の供給ができない状況であることをご報告しておりましたが、その後、温泉井現況調査の最終結果が提出されております。

坑内カメラ及びセンサー等による調査により、477メートル以深は鋼管破損箇所から砂などの沈殿物が堆積しており、570メートル以深のストレーナは完全に閉塞状態であるとの調査結果が出ております。よって、温泉井戸の復旧は不可能であり、今後、温泉を供給するためには新たな井戸を掘削する必要があります。「天王温泉くらら」は市の顔とも言える施設の一つであり、早期の温泉風呂再開を目指し、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、農業関係について申し上げます。

水稻については、春先の低温により生育は全般的に遅れていたものの、その後の好天により順調に回復し、9月18日頃からの稲刈り作業となりました。心配されたカメムシ被害についても追加防除の徹底を強く呼びかけたこともあり、被害を最小限に抑えることができました。

東北農政局秋田地域センターが発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は100の「平年並み」で、10アール当たりの予想収量は574キログラムとなっております。

本市の10月末現在の一等米比率は、天王地区97.8%、昭和地区94.0%、飯田川地区98.5%となっており、等級低下の主な要因は登熟不足による充実度不足、高温障害等による未熟米や乳白米となっております。

果樹の和梨については、春先の凍霜害もなく受粉時の好天にも恵まれ、着果量は例年以上となりましたが、その後の天候不良等により肥大が緩慢となり、小玉果傾向に推移しております。

本市の主力品種である「幸水」の出荷量は、小玉果の影響により平年の90%程度、「豊水」は着果量が例年以上となったことから、平年の120%程度となっております。また、秀品率は平年より低く、主な品質低下の要因は変形果、日焼け果となっております。

花きの輪菊は、7月の悪天候もありましたが、お盆、彼岸向けは計画どおり出荷することができました。10月以降についても高単価で順調に推移しております。今後も病害虫被害防止のため防除指導の徹底を図ってまいります。

鉢物シクラメンについては、生育は順調で概ね平年並みであり、10月下旬から出荷しております。今年はお荷先である関東方面が台風の影響等で市況が思わしくなく、需要の伸び悩みが心配されますが、4寸、5寸鉢合わせて4万5,000鉢の出荷を目指しております。

転作大豆は播種後からの好天により、発芽・初期生育とも順調でありましたが、7月からの長雨により湿害が多数見受けられました。その後、生育は徐々に回復し、刈り取りは10月18日から始まり、収穫量は平年比よりやや少なくなっております。品質的には、しわ粒・未熟粒による落等があるため、今後も良質大豆の生産に向け関係機関と連携して指導してまいります。

枝豆については、春先の低温・干ばつ・集中豪雨等により収穫皆無圃場が散見されたほか、全体的に低反収となり、計画比52%となる43トンで終了しております。

しかしながら、全国的に品薄状態のため、販売環境は終始良好な状況で推移し、過去最高の1キログラム単価650円台を確保しております。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度の産業まつりは、10月19日・20日「天王グリーンランド」を会場に行い、野菜・花き・果実・加工品など218点の出品がありました。

栽培期間を通じて肥培管理に苦勞した年でもありましたが、野菜の果菜類・葉菜類はいずれも高品質のものが見受けられ、果樹の部43点、花きの部35点、農産加工の部23点の出品がありました。農家の皆さんには、今後もきめ細かな管理や創意工夫により良品を生産されることを期待するとともに、ご指導・ご協力をいただきました秋田地域振興局をはじめ各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

次に、都市計画法第34条第11号で指定する区域の土地利用の状況について申し上げます。

この制度は、都市計画法に基づく線引き制度を維持したまま、市街化調整区域の土地利用に柔軟に対応できる施策として、平成23年4月、秋田県内で初めて導入して以来、2年8カ月が経過しております。

潟上市の宅地開発の動向は平成20年度以降、減衰状況になり、22年度には市内で0件という閉塞状況に陥りました。しかし、本制度が導入された23年度以降、本年11月5日までの宅地関連の開発は、市街化区域内で3件41区画、市街化調整区域内では22件102区画の許可申請があったほか、ショートステイやコンビニエンスストア等の非住家も7

件ありました。

数値が示すとおり、本制度導入後の本市における土地利用は活況を呈しております。特に市街化調整区域内の土地活用にとって非常に有効な方策と捉えられることから、今後も各方面に向け、本制度の活用を働きかけてまいります。

また、さらなる市民生活の利便性を向上させることを目的に、幹線道路沿線の土地利用条件を変更するため、「潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」の一部改正条例（案）を本定例会に提出しております。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、市内の中学校2年生による「キャリア・スタート・ウィーク職場体験」について申し上げます。

89の事業所からご協力をいただき、3中学校の生徒309人が10月第4週に5日間の日程で職場体験を実施致しました。

キャリア教育は、幼・保、小・中学校、高等学校を通じて継続して行うものでありますが、その中でも中学校2年という時期に実際に仕事を体験し、職場や地域の人々とふれあうことで働くことの楽しさや厳しさを感じ取ることは、ふるさとへの愛着心が育つ有意義な活動であると考えており、今後とも事業所の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、文化祭について申し上げます。

本年度の文化祭は、10月19日・20日に天王会場と飯田川会場で開催致しました。絵画、書道、陶芸等の作品出展が天王会場で1,086点、飯田川会場で1,487点ありましたが、いずれも自己研鑽に燃え生涯学習にたゆまざる努力で取り組んでこられた方々の作品であり、力作揃いで素晴らしく、深い感銘を受けたところであります。

芸能発表会においては、天王会場では19、飯田川会場では21の演目で団体、個人の皆様の素晴らしい演技が披露され、来場者の方々からは盛んな拍手が送られました。

また、天王公民館体育館を会場に行われました20日の文化講演会は、トップアイドルとして活躍された麻丘めぐみさんが「めぐり逢わせ」を演題に講演し、約560人の市民に大きな感動を与えました。

かたがみ音楽祭は、19日に天王南中学校体育館を会場に、「かたがみの未来へ響く音の架け橋」をテーマに、市内4コーラスグループによる合唱や市内3中学校吹奏楽部による演奏、そしてヴァイオリニスト松尾沙樹さんによる全7曲が演奏され、多くの来場

者を魅了いたしました。

次に、国民文化祭について申し上げます。

来年度開催されます第29回国民文化祭については、本市主催事業として「自然と暮らす・日本の原風景写真コンテスト」を開催するにあたり、募集要項、ポスターを作成し全国の市町村、写真協会等に配付し、事業の周知に全力をあげて取り組んでいるところであります。また、イベントとして「かたがみ写真展」をブルーメッセあきたで10月19日から27日まで開催したところ、多くの来場者で賑わいを見せておりました。

今後は、一層のPR活動により国民文化祭開催の気運醸成を図ってまいります。

次に、第8回潟上市健康マラソン大会について申し上げます。

10月14日の体育の日、秋晴れのもと開催された今大会には、近隣市町村のほか、遠くは岩手県花巻市や大館市などから、合わせて534人のランナーが参加しました。

個人の部では小学生や中学生、一般ランナーが健脚を見せたほか、ペアの部では、親子が仲良く手をつないでゴールするなど、沿道からの温かい声援と拍手を力に変えながら参加者全員が完走を果たしております。

次に、潟上市ふるさと昭和会・ふるさと飯田川会の合同交流会について申し上げます。

10月26日、東京グリーンパレスを会場に、25年度潟上市ふるさと昭和会・ふるさと飯田川会合同交流会が開催されました。潟上市が誕生して9年、ふるさとを同じくする会として今年初めて合同で実施したものであります。

当日は、台風の影響が心配されたものの約120人の参加があり、会員相互の交流も活発に行われ、盛会のうちに終了しております。

次に、公共交通について申し上げます。

現在、公共交通の空白地域解消に向けた検討を進めておりますが、公共交通の状況及び地勢等による不便の程度等を勘案し、昭和豊川の株山・真形・草生土地区を対象に「デマンド型乗り合いタクシー」の実証運行を行うべく準備を進めております。

来年4月からの実証運行開始を目指し、関係機関との協議や各種手続等を進めたいと考えております。

次に、秋の園遊会について申し上げます。

今月号の広報にも掲載させていただきましたが、10月31日、天皇・皇后両陛下が主催された「秋の園遊会」に妻とともに招待を受け出席させていただきました。

総勢1,800人の出席者のうち、全国市長会の約800人の中からは私を含め18人が招待さ

れたものでありますが、自ら望んで出席できるものではなく、最高の名誉であり、私にとって望外の喜びでありました。このような機会を与えてくださった議員各位並びに市民の皆さんに改めて感謝とお礼を申し上げます。

次に、潟上市情報公開条例の全部改正について申し上げます。

現在の潟上市情報公開条例は、平成17年の合併時に制定されたものであることから、時代の変化に対応した条例の改正について、これまで調査・検討を行ってまいりました。

今回の条例改正は、国の情報公開法や潟上市自治基本条例との整合性を図るとともに、市民の開示請求する権利及び市政の説明責任を明らかにするものであり、条例を全般的に見直すことから、全部改正として本定例会に条例（案）を提出しております。

情報公開につきましては、今後も個人情報の保護に最大限の配慮をしつつ開示請求によらなくても公開できる情報については、広報やホームページ等で積極的に情報提供するよう努めてまいります。

次に、平成26年度予算編成方針につきまして、その概要を申し上げます。

本市においては、市税を含む自主財源の伸びは期待できないこと、また、普通交付税や特別交付税も25年度を下回ると想定され、依然として厳しいことが予想されます。

また、平成26年4月1日で消費税率及び地方消費税率が5%から8%へ引き上げられることとなりました。国においては消費税率引き上げが景気に影響しないよう経済政策の実施を決定しておりますが、地方財政への影響は少なくはないと考えられます。

一方、市の歳出予算は、物件費や維持補修費、普通建設事業費等に消費税率引き上げ分を反映させ、震災復興需要等による資材価格の高騰などもある程度考慮すると、市庁舎建設事業の本格化とあわせ、過去最大の規模となる見込みであります。

本定例会には、損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告、議案として潟上市合併振興基金条例（案）外14件の条例案のほか、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について、平成25年度一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）6件の案件並びに人権擁護委員候補者1名の推薦の同意案件を提出しております。

なお、提出議案には、来年4月の消費税率改正に伴う条例改正案10件も含まれております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） これで石川市長の行政報告を終わります。

【日程第5、報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（千田正英） 日程第5、報告第9号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 第4回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願い致します。

報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

2ページですが、専決処分書。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成25年11月22日 潟上市長 石川光男

1、相手方は、秋田県潟上市●●●●●●●●●●、●●●●さんでございます。

2、事故の概要でございますが、平成25年11月6日午後6時、潟上市天王字江川40番地144付近の市道八坂4号線、八坂団地内の市道を自家用車で走行中、側溝グレーチングふたのひずみと側溝の破損によりグレーチングふたが跳ね上がり、車両下に巻き込み、エキゾーストパイプ、これは自動車の排気管等ではありますが、これが破損したものであります。

3、損害賠償額は8万535円でございます。

事故の原因及び状況であります。側溝グレーチングふたのひずみと側溝あご、これは側溝のふた受け部分であります。この破損によりましてグレーチングが跳ね上がったことにより、車両下に巻き込み、エキゾーストパイプ等が破損したものであります。

現場は抜本的な改修が必要なことから、安全措置を講じて早急に改修することとしております。

損害賠償額の支払いについてであります。平成25年11月22日に修理代金の100%を

支払うことで示談が成立しております。

損害賠償額の支払いについては、本市が加入している全国町村会総合賠償補償保険の代理店株式会社損害保険ジャパンで今後全額支払いすることとしております。

以上であります。

○議長（千田正英） これより報告第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第6、議案第84号 潟上市合併振興基金条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第6、議案第84号、潟上市合併振興基金条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の3ページをお願い致します。

議案第84号、潟上市合併振興基金条例（案）について。

潟上市合併振興基金条例を次のように制定するものとする。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、合併に伴う住民の連帯の強化及び地域振興に資することを目的とした合併特例債による基金を積み立てるため、関係条例を制定するものでございます。

4ページ、潟上市合併振興基金条例（案）の主な内容でございますが、基金の目的や運用益金の処理、処分等について定めるもので、基金は設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき等に処分できるものとするものでございます。

この条例は公布の日から施行するものです。

基金造成額と致しましては、平成25年度と平成26年度の2カ年で上限であります18億2,820万円を見込んでおります。このうち95%の17億3,670万円を合併特例債で対応することとなりますので、基金造成時の市の持ち出し額は9,141万円となります。

合併特例債の元利償還金の70%は交付税算入されることとなりますので、通常の合併特例債適用事業、ハード事業と同様、非常に有利な事業と言えます。県内の合併市・町も同時に本制度を活用し、基金を造成しております。

償還が始まりますと、その償還金の範囲内で新市の一体感の醸成に資するものや旧市町村単位の地域の振興、例えばイベント開催等のソフト事業に充当することができるのであります。

また、これは合併特例債発行期限を過ぎた後も基金積立額の範囲内で活用できるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第7、議案第85号 潟上市情報公開条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第7、議案第85号、潟上市情報公開条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の5ページをお願い致します。

議案第85号、潟上市情報公開条例（案）について。

潟上市情報公開条例を次のように制定するものとする。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、潟上市情報公開条例と国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律との整合性を図るため、条例の全部を改正するものであります。

6ページの潟上市情報公開条例（案）の主な内容であります。現行の潟上市情報公開条例は17条で構成されておりますが、国の情報公開法との整合性を図るため、改正案として35条とするため、一部改正ではなく全部改正とするものでございます。

主な内容は、開示請求権を何人にも認めることや公文書の定義を職員が組織的に共有している文書とし、電磁的記録も含めて全て含むことなどに改めるものでございます。

条文は4つの章、全35条によって構成されております。

章ごとの概章についてご説明致します。

第1章総則には、条例の目的、定義、実施機関、利用者の責務について規定しております。

7ページであります。第2章公文書の開示には、公文書の請求方法や開示義務、開

示方法等を規定しております。

次に、13ページであります。第3章不服申立て等では、情報公開審査会への諮問や委員の構成、調査権限等について規定しております。

16ページの第4章は、情報公開の総合的な推進や運用状況の公表等について規定しております。

この条例は公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） おはようございます。

9月の定例議会において自治基本条例の具現化についての一般質問を私が行いました。その中で自治基本条例の最高法規制に鑑みまして、市条例との整合性を図ると、こういう必要があるということで質問致しましたところ、まずは情報公開条例の改正の今定例会にということで提案されておりました。このことについては行政当局並びに、特に関係職員の皆様には大変ご苦勞かけましたということと、本当に敬意を表したいと思います。

内容につきましては、現段階においては納得できる内容であります。ですから、他市においては、これ、数年ごとの改正が行われておりますので、何か時代の変化とか、あるいは不備がありました点については、これはその都度その都度改正していったらいんじゃないかというふうに思っております。したがって、ここで改めて質問することもないわけですが、二、三点質問致します。

まず、目的のところですけれども、ここに自治の基本原則にのっとり公文書の開示を請求する権利及び市政の諸活動について説明する責任とあります。これはいわゆる情報公開の目的は、これは地方自治本旨に基づいて主権者である市民の知る権利ですね、こういうことを保証することにあります。当局が説明をする責任があると、こういうことであります。ですから、ここで確かに説明する責任ということはありませんが、しかし、知る権利、今、秘密保護法の関係とかそういうものでも問われておりますけれども、やはりこの中には地方自治の本旨、いわゆる言ってみれば団体自治と住民自治と、この中の住民自治、これにかかわってやはり私は地方自治本旨という言葉と、それから知る権利ということが、これはやはりこの中にあるものではないかと、こういうふうに

考えておりました。これがまず一つということでもあります。

それから、これ、定義のところですが、これ相当細かく書かれておりましたが大変よいと思いますが、先のところでの問題点というのは、これ情報とは何かということで、これが一つの整合性がないということになっておりました。情報とは決裁、または情報、いわば供覧を終了したもの、これが情報であると書かれておりましたが、これがなくなりました。ということは、自治基本条例の中にあるそのところでは、政策形成過程情報、これが認められておまして、これがこのところでなくなったので開示されるという開示情報になったのかどうかということがまずはっきりしないので、これをまず確認したいと思います。2つ目ですが。

それから、大変よかったなと思ったのは、7条のところの公務員情報が除外規定に入ったということが、これも進歩した一つの不開示情報からの除外ということでよかったのではないかと考えています。

それから、このところ、7条の法人、その他の団体というところで、これはおそれということが全部ついています。おそれということで。おそれというそういうふうなことで判断する場合の範囲が非常に広がります。したがって、これはおそれが明らかであるものと行政が判断するものなんですけれども、そういうものとか、相当の理由がある情報、それから相当の理由があるということをこのところに、ほかの市条例の中にも書かれている部分もありますが、できればこういうふうに限定をした情報、いわゆるこういうふうな不開示情報のところにですね、法人、その他の不開示情報というところを限った方がいいのではないかとというふうに私個人としては、ほかの方もそうになっていますがそう思っております。

それ以外に附則のところの一つ進んだのかなと、こういうふうなこと、附則の経過措置ということで、今までのいわゆる旧町村のいわば永久保存みたいなやつのが開示されるということが加わったと。そういう意味で、本当に進んだ、全体としてかなり充実したものになったのではないかと考えております。

ただ、私の感じとしてはそういうことが今の段階で感じましたので、質問二、三しましたけれども、お答えあればお願いします。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番伊藤議員のご質問にお答え致します。

情報公開条例に関しては、基本的には国の情報公開法に基づいて全体的な改正の中で、

今回大幅な改正があったわけですが、この後も必要に応じてその都度見直しをするようなことは必要な内容のものと思っております。

それで、ご質問の知る権利の関係のご質問でありましたが、知る権利については最近、報道機関等でも文言としては挙がっている状況であります。法令用語としてはまだまだ議論がされている中にありまして、これは自治基本条例策定時においても同様のいろいろな検討事項がありましたが、改正前の条例と同じく、まだ定まったものがないということで開示請求という文言で使わせていただいているものであります。

それから、先ほど自治の基本原則にのっとりという言葉が何回もお話されましたが、潟上市の場合は、通常の自治の基本ということもございしますが、潟上市自治基本条例の自治の基本原則ということで、その自治基本条例との整合性をとった形の文言を使わせていただいております。

それから、情報公開関係の開示できる内容が大分今回拡大されております。それで、職員が職務上作成した文書で組織的に用いるものというのは、例えば課長や部下が共通認識でもっての文書等は対象となりますが、一方では職員が個人的に検討、または検討段階にある起案時の下書き等は含まないという、そういう限定を考えているものでございます。

以上であります。

○議長（千田正英） 8番、再質問よろしいですか。

○8番（伊藤栄悦） はい、わかりました。ただ、もう一つありましたけれども、おそれのところなんですけれども、これは後でまたお願いします。

それで、確かに国の情報公開法というのがあります。しかしながら、国の情報公開法よりも、言ってみれば金山町に見られるように、最初の情報公開条例を制定したもののなんですけれども、地方自治の方がずっと先駆的であります。先駆的、先駆けております、国よりも。そういう意味におきましては、秋田県のいわば情報公開条例であれ、あるいは宮城県の情報公開条例であれ、あるいは流山市などの情報公開条例の中にも、必ず大体全部3つは書かれてないけれども、大体2つぐらいは言ってみれば知る権利、あるいはその説明責任というのが出ております。ところどころの多くの自治体では、いわば自治の本旨というところも書かれています。ですから、国の情報公開法というものに準拠すると、少しは遅れているんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、少し地方自治の先駆的な部分も取り入れていただければありがたいのではないかという

ふうに思っております。

それから、2つ目の質問に十分答えていないわけですが、自治基本条例の市民参画ということで、いわばこの政策形成過程情報が開示されるということになっておりますので、それに準拠するとすれば、これはこの文書の中にそういう情報の決裁またはその供覧を終了したものを情報開示するということがなくなったので、いわば自治基本条例に準拠してそういうふうになったのかということを確認したいと思います。

あと、さっきもう一つ答弁がなかった、いわゆる法人等のそれにすべておそれということで、おそれがあるものは不開示となっておりますけれども、もう少し範囲を狭めて、そして明らか、おそれが明らかであると行政当局が認定したもの、あるいは相当の理由がある情報と行政が判断したものなどというものもこれあってもいいのではないかとということで先ほど質問致しましたが、答弁がなかったので追加してお願い致します。

○議長（千田正英） 当局に答弁を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番伊藤議員の再質問にお答え致します。

先のもうちょっと先駆的な部分もあってもいいという、その知る権利の関係でお話でしたが、あくまでも潟上市の場合は平成24年に制定した潟上市自治基本条例に最大の根拠を置いているということで、その文言を使った潟上市自治基本条例の自治の基本原則にのっとりしたものとして、知る権利についても先駆的に挙げることはやぶさかではありませんが、この度、条例案を検討する上では、先駆的ではなくて、まず望ましい形を作りましょうということを原則にこういう形にしたものです。ですから、ほかの市町村がやっていないような先駆的なものも当然必要な部分もございますが、この度はその分は含まれていないということでご理解いただきたいと思います。

それから、第7条の関係のそれぞれいろんな不利益を与えるおそれのある情報という言葉全部文言使っておりますが、その運用関係についてもっと詳しく明示すべきではないかというご提案であります、それについてはこの後、また改正時点にでも検討し、皆さんのご意見を伺いながら見直し等も含めて検討してまいりたいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 8番。

○8番（伊藤栄悦） はい、わかりました。それで、できれば逐条解説の方も後でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第8、議案第86号 潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第8、議案第86号、潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の18ページをお願い致します。

議案第86号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。

都市計画法第34条第11号に規定する区域のうち、国道沿線に指定していた一定規模の開発を認める区域の線引きを、国道以外の幹線道路沿線にも適用できるようにするため、条例の関係部分を改正するものでございます。

19ページと、それから参考資料の新旧対照表の2ページをお願い致します。

潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

本条例は、都市計画法第34条第11号の規定に基づく市街化調整区域の開発行為等の許可基準を定めております。建築用途については国道・沿道の区域を一定規模の建築を認める区域となっております。また、もう一つの区域は、既存集落の区域で住宅500平米以下の店舗、事務所等の建築を認める区域となっております。

今回の改正では、国道沿線以外の土地でコンビニ等の規模の店舗等しか建築できないものを幹線道路沿線に床面積が1万平方メートル以下のスーパーマーケット等の店舗等を建築できるように改正するものでございます。

都市計画法第34条第11号の状況については、先ほど市長の行政報告で述べたとおり、平成23年度以降、市街化調整区域内で22件102区画の許可申請があり、本制度導入後の本市における土地利用は活況を呈している状況でございます。この度の改正により、開発が進んでいない区域に店舗等ができることにより、その地域の開発が促進され、そこに住む住民の利便性が図ることができるということでございます。

ちなみに、幹線道路は県道、市道の1・2級としております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第9、議案第87号 潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第9、議案第87号、潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の20ページをお願い致します。

議案第87号、潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、不均一課税の対象となる設備の取得価格要件を引き下げするため、条例の関係部分を改正するものであります。

21ページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明致します。

地方税法第6条第2項の規定により、半島振興法第2条第1項の規定に基づく指定を

受けた市内の製造業、旅館業の設備を新設、または増設したものについて固定資産税を軽減するもので、該当する取得価格の合計額が、これまでは2,700万円を超える条件であったものを、この度、資本金に応じて500万円、これは資本金1,000万円以下の場合は500万円、資本金1,000万円から5,000万円以下は1,000万円、資本金5,000万円以上の場合は2,000万円に引き下げ、適用範囲を拡大するものであります。

この条例は公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第10、議案第88号 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第10、議案第88号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の22ページをお願い致します。

議案第88号についてご説明致します。

本案は、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由。

平成25年7月3日に公布された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

23ページと参考資料の新旧対照表の6ページをお願い致します。

潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年6月26日に成立し、7月3日に公布されたことに伴うもので、法律名を現行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正するものでございます。

内容については、適用対象の拡大を図るもので、生活の本拠をともにする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用するものでございます。

現行では、配偶者、事実婚を含むものでございますけれども、配偶者から暴力を受けた後に離婚等をし、引き続き暴力等を受けた元配偶者となっております。改正後は、現行の内容に生活の本拠をともにする交際相手、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力を受けた後に関係を解消し引き続き暴力を受けた元生活の本拠をともにしていた交際相手を追加する改正となったものでございます。

附則と致しまして、法律の施行日と同様の平成26年1月3日とするものでございます。以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第11、議案第89号 潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）について から 日程第20、議案第98号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第11、議案第89号、潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）についてから日程第20、議案第98号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてまで一括議題とします。

議案第89号から議案第98号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の24ページをお願い致します。

議案第89号、潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）についてから議案書の46ページとなりますが、議案第98号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について、これまでの10議案については、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴うものでありまして、申告納税義務や消費税率の改定と連動した使用料等の条例の関係部分を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、上下水道関係の議案第89号から議案書の31ページ、議案第92号までにつきましては、これまで消費税を含む金額の表示となっておりますが、

これを税抜き金額に改め、外税方式とするものでございます。その税抜きの金額に「消費税等相当額を加えた額とする」に改めるものでございます。

議案書の36ページの議案第93号から議案書の46ページ、議案第98号までにつきましては、条例中に「1.05」といった表記があるものを「消費税等相当額を加えた額とする」に改めるものであります。

なお、行政財産使用料、法定外公共用財産使用料、漁港施設使用料、道路占用料につきましては、消費税法第6条の規定により非課税となっておりますが、そのうち貸付期間が短期のもの、1カ月未満の場合ですが、1カ月未満の場合は消費税法施行令第8条の規定により課税の対象となることから、条例の関係部分を改正するものであります。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（千田正英） 議案第89号、潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）についてから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第90号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第91号、潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第92号、潟上市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第93号、潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第94号、潟上市駐車場使用条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第95号、潟上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第96号、潟上市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第97号、潟上市漁港管理条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第98号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第99号 潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について】

○議長（千田正英） 日程第21、議案第99号、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の48ページをお願い致します。

議案第99号、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

1つ目の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称として、鞍掛沼公園、追分地区公園、元木山公園、飯田川南公園、天王多目的健康広場、飯田川二荒山グラウンドゴルフ場。

2、指定管理者となる団体、秋田県潟上市天王字棒沼台306、むつみ造園土木株式会社天王事業所、天王事業所長杉村文夫。

3、指定の期間ですけれども、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、平成21年4月1日から実施しております潟上市都市公園等6施設の管理運営協定が平成26年3月31日で終了することに伴い、指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の指定の要件といたしましては、秋田県内に主たる事業所を有する法人及びその他の団体で対象となる6施設を一括管理運営できるものとし、10月1日から市広報とホームページで募集を行い、その後ヒアリングを行い、11月13日に指定管理者選定委員会を実施し選定したものでございます。

この度の応募は、むつみ造園土木株式会社天王事業所1社でありましたが、審査の結果、施設の性質上、特に重要とされる公園施設の維持管理、安全衛生管理にすぐれており、また、自主事業計画等により利用者満足の向上、サービスの向上及び施設の長寿命化への取り組みが具体的に示されており、施設機能の活用等効率的な管理が規定できると認められて、むつみ造園土木株式会社天王事業所に指定管理者の指定をすることと致

しました。

それでは、施設の概要について申し上げます。

都市公園施設は4施設ありまして、鞍掛沼公園が19.8ha、追分地区公園が12.3ha、元木山公園が21.2ha、飯田川南公園が6.7haとなっております。また、グラウンドゴルフ場は2施設で、天王多目的健康広場グランパスが2.9ha、飯田川二荒山グラウンドゴルフ場1.9haとなっております。6施設合計の総来場者数につきましては、平成21年度では96万8,373人に対し、平成24年度では113万1,718人と16万3,345人の増加となっております。

施設の業務内容につきましては、植栽等育成管理業務、清掃管理業務、徐排雪業務、保守点検及び保守管理業務、受付利用業務等を行うこととなっております。

それでは、参考資料の方をお開きください。

37ページをお願い致します。

むつみ造園土木株式会社の概要についてご説明いたします。

会社は昭和44年7月に設立をしており、基本財産は14億6,731万7,000円で、従業員数は役員6名、社員69名で運営しております。

会社の目的は、土木工事の設計、施工及び管理をはじめ、記載してありますように7事業を行っております。

指定管理等に関する事業実績は、平成21年4月から実施しております潟上市都市公園等6施設のほか、6施設の管理を行っております。

以上であります。

○議長（千田正英） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） ちょっとお伺いします。

議案の、いわゆる提出議案の内容ですが、1の指定管理者に管理を行わせるための施設の名称とあります。そこで都市公園施設やら、あるいはグラウンドゴルフ場あるわけですが、この施設については公園の区域、公園の面積、言ってみれば公園として計画決定した面積、あるいは開設している面積、それぞれあると思います。日常的に使っておられる施設もあるんですが、元木山公園の場合は21.2haというような今説明ありましたけれども、これは開設済みの公園区域ということでしょうか。そうすれば施設以外、いろいろ周りに緑といいますか木もありますが、非常に木が混んで、眺望も、いわゆる

その林、いわゆる密林のような状態になっているところもありますが、それらの区域も含んでおるのか、その21.2haの管理、いわゆるその開設面積か管理面積、その辺どのようにしていますか。ちょっとお願いします。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

.....
午前11時25分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員にお答え致します。

先ほど申しあげました21.2haについては、全面積という形になっておりますけれども、管理上、今実際に行っているところは運動広場等の貸し付け等についての部分が主なものでございまして、あとそれから公園の植栽等について実際行っているという状況で、全面積の中でそれを全部まず管理するかといった場合については、その部分までは全部行っていない状況であると。それはお互いに協議をした中で進めているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（千田正英） 19番、再質問。

○19番（佐々木嘉一） 今のご答弁で大体わかりますけれども、21.2ha、開設面積だと思います。それは日常、公園施設として維持管理していかなければならない区域ということですが、日常的にいわゆる野球場だとか陸上競技場を中心にやっていると。それはそれでいいんだけど、その以外の言ってみれば植栽した木々が手が入らないために木がもう繁茂して、非常にジャングルのような状態になっている区域が非常に多いと、中にあるということですので、それらについては指定管理以外のこととしてやるものかどうかわかりませんが、それらもひとつやっぱり公園の管理ですのでご配慮願いたいと、私はそういうふうに思います。これは要望して終わります。

○議長（千田正英） 要望ということでよろしいでしょうか。

○19番（佐々木嘉一） はい。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第22、議案第100号 平成25年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について から 日程第28、議案第106号 平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第22、議案第100号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてから日程第28、議案第106号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第100号から議案第106号までについては、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の49ページをお願い致します。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第100号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第8号）の1ページをお開き願います。

議案第100号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,349万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億970万2,000円とするものでございます。

6ページをお願い致します。

第2表継続費補正について申し上げます。

市役所庁舎整備事業の総額については変更ありませんが、年割額を変更するものであります。庁舎棟建設工事1億円を平成25年度から減額し、平成26年度に追加するものでございます。受注者から期限までに前払金の請求がなかったことによる年割額の変更でございませぬ。

次に、第3表債務負担行為補正について申し上げます。

追加分2件でございませぬが、ふれあい交流センター温泉井掘削事業につきましては、期間を平成26年度までとし、限度額1億3,731万7,000円とするものでございませぬ。現在、温泉浴の営業を停止している状況で、温泉機能を回復させるため、新たに鞍掛沼公園内

に温泉井を掘削するものでございます。

次に、子ども・子育て支援システム構築事業につきましては、期間を平成26年度までとし、限度額1,803万6,000円とするものでございます。これは、子ども・子育て支援法の施行に伴い、電算システムを構築するものでございます。

7ページをお願い致します。

第4表地方債補正について申し上げます。

市役所庁舎整備事業につきましては、限度額8,100万円に減額、コミュニティ施設整備事業は1億3,730万円に増額、ごみ処理施設整備事業は3億8,120万円に減額、農業基盤整備事業は1,670万円に増額、道路整備事業は1億6,240万円に減額、中学校整備事業は3,970万円に増額するものでございます。

水道事業につきましては、借り入れをしないこととするものでございます。

10ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

1款7項入湯税は2,335万5,000円の減額でございます。これはふれあい交流センターの温泉浴の営業が8月上旬から停止しているためであります。

13款2項国庫補助金は1億5,476万8,000円の増額で、主なものは2目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金1億597万1,000円の増額でございます。

主なものは、クリーンセンター基幹改良整備事業が9,846万7,000円、ストックヤード整備事業が761万2,000円で、内示額の追加によるものでございます。クリーンセンター基幹改良整備事業につきましては、9月定例会において減額補正しておりましたが、その後追加内示があったもので、結果として要望額の満額が認められたこととなっております。

11ページをお願い致します。

20款1項市債であります。2億4,460万円の減額で、主なものは1目総務債の市役所庁舎整備事業債9,560万円の減額と2目衛生債のごみ処理施設整備事業債9,310万円の減額でございます。

続いて、12ページをお願い致します。

歳出予算について主なものを申し上げます。

2款1項10目自治振興費は1,087万1,000円の追加で、主なものは、次のページとなりますが、用地取得費でございます。仮称羽立新明自治会館用地504平方メートルと仮称

中町集会所用地281平方メートルを購入するものでございます。

12目生活交通費は73万3,000円の追加で、主なものは駅トイレ設計委託料67万1,000円でございます。天王駅と上二田駅のトイレ整備に伴うものでございます。

20目多目的交流施設整備事業費は1,265万3,000円の追加で、主なものは備品購入費1,236万8,000円でございます。

14ページです。

3款1項1目社会福祉総務費は2,067万8,000円の追加で、主なものは次のページになりますが、福祉灯油購入費助成金1,950万円でございます。福祉灯油につきましては、灯油価格が高騰しているため、高齢者等の低所得者世帯に対し、その一部を助成するものでございます。

2目の障がい者福祉費は1,955万2,000円の追加で、主なものは障がい福祉業務管理システム改修委託料1,023万8,000円でございます。これは障がい者総合支援法の施行に伴いシステム改修を行うものです。

18ページをお願い致します。

6款1項4目農地費は315万1,000円の追加で、主なものは、県営土地改良事業負担金360万円でございます。これは農地集積加速化基盤整備事業で、天王地区が300万円、昭和豊川地区が60万円を追加するものでございます。

7款1項2目観光費は544万6,000円の追加で、鞍掛沼公園3施設指定管理料でございます。これは、ふれあい交流センター指定管理料を追加するもので、灯油価格の高騰及び電気料金の値上げによるものでございます。

19ページをお願い致します。

8款2項2目道路新設改良費は390万円の追加で、主なものは調査設計等委託料3,020万円でございます。このうち橋梁補修に伴う詳細設計委託料が2,798万1,000円、大豊小学校線改良事業の融雪設備について電熱線方式に比べコストが安い地下水を利用した融雪設備を検討するための水脈調査委託料が500万円であります。

20ページです。

10款3項1目学校管理費は695万円の追加で、主なものは、天王南中学校トイレ等改修工事388万5,000円と羽城中学校トイレ等改修工事181万円でございます。それぞれ来年度入学予定の支援を必要とする生徒に対応した改修を行うものでございます。

22ページをお願い致します。

11款1項1目災害復旧費は122万9,000円の追加で、台風18号災害復旧工事でございます。浅見沢堤及び草生土沢堤が崩壊したため、復旧工事を行うものでございます。

次に、議案書の50ページをお願い致します。

ここからは特別会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第101号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊をお願いします。

平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページであります。

議案第101号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,732万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,779万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、後期高齢者支援金でございます。

次に、議案書の51ページをお願い致します。

議案第102号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第102号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,210万円とするものでございます。

補正内容は、電算処理システム更新委託料の請負差額を減額するものでございます。

次に、議案書の52ページをお願い致します。

議案第103号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第103号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億312万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容と致しましては、豊川地区排水処理施設の光熱水費20万円で、電気料金の値上げによるものでございます。

次に、議案書の53ページをお願い致します。

議案第104号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第104号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ985万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,866万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、消費税752万6,000円の減額でございます。

次に、議案書の54ページをお願い致します。

議案第105号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第105号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

次に、議案書の55ページをお願い致します。

議案第106号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第4号）の4ページをお願い致します。

水道事業費用支出は173万9,000円を追加するもので、補正の主な内容につきましては、6ページをお願い致します。6ページにありますように、浄化槽にかかわる光熱水費及び動力費で、電気料金の値上げによるものでございます。

7ページをお願い致します。

資本的支出は1億2,065万2,000円を減額するもので、補正の内容は、大崎地区配水施設整備で平成24年度繰越事業での実施により当初予算計上分を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 議案第100号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） ただいまのご説明ありがとうございました。ちょっと説明の点についてお尋ねを致します。

15ページの3款民生費20節扶助費ですけれども、この灯油の価格高騰のために福祉の対象になる方に助成するという話が既に11月27日の新聞に掲載されまして、それでまず私はこの内容に関しては、もっと委員会でもんでもいいのではなかったかなというのは、あっちこっちから電話入りました。70歳以上の方の助成する話で、1世帯2人が70歳以上であるか、それとも片方が70歳以上であればいいのかという話があちこちから電話をいただきまして、もしこれは私は委員会でもう少し話し合いしてから新聞に掲載してもよかったのではないかと思いますけれども、この点につきましてちょっと説明していただきたいんです。新聞に掲載した理由、今これを可決してから載ってもいいのではなかったかなと私は思いましたので、説明してください。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 12番岡田議員に説明します。

今回、福祉灯油の関係について予算計上をさせていただいたわけですがけれども、あくまでも予算案ということで新聞報道の方に説明致しました。その関係というのは、やはり今、この福祉灯油について、いわゆる原油高騰の折、いろんなところからそれこそ私

の方にも問い合わせ等々があります。そういう中での市の方向性として、政策の方向性として予算案の段階で会派会議が経たということで説明させていただきました。

以上です。

○議長（千田正英） 12番、再質問。

○12番（岡田 曙） わかりました。よろしいです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

議案第101号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第102号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 国保の場合、後期高齢者の支援という形で4,300幾らですか、これ後期高齢者の方へやったんですが、それがこれ、計上されていないという、その流れといますか、その理由だけちょっともう一度ご説明いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 9番戸田議員にお答え致します。

国民健康保険事業特別会計補正予算の中で、3款1項9目に19節の方の後期高齢者医療の方の広域連合、それから療養給付費負担金が平成24年度の確定によりまして精算分を国保側の方に措置したものでございます。

それから、後期高齢者医療の特別会計補正予算の方の補正につきましては、精算による電算処理システムの委託料の差額ということで減額を補正しているものでございます。

以上であります。

○議長（千田正英） 9番。

○9番（戸田俊樹） そうすると、国保から後期高齢者の方へこれ、支援金という形になっているけれども、それは違って、国保の中の後期高齢者だけのその療養、医療費の

関係の平成24年度の額が決定したのでこうだと。関連性はないということですね。はい、わかりました。いいです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第103号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第104号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第105号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第106号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第29、同意第8号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（千田正英） 日程第29、同意第8号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。

同意第8号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第8号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 潟上市飯田川下虻川字屋敷112番地

氏 名 鑑 長秀

生年月日 昭和24年7月23日

平成25年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由。

平成26年3月31日付で人権擁護委員の鑑長秀氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが提案理由であります。裏面に鑑さんの略歴を書いておりますが、鑑さんは1期3年間、人権擁護委員として大変よく務めているということでございますので、再任をお願いしたいということでありますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（千田正英） これより同意第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより同意第8号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第8号は、同意することに決定しました。

【日程第30、陳情第15号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について から 日程第37、陳情第22号 出戸地区コミュニティセンター建て替えの陳情書】

○議長（千田正英） 日程第30、陳情第15号、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてから日程第37、陳情第22号、出戸地区コミュニティセンター建て替えの陳情書までを一括議題とします。

陳情第15号から陳情第22号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、陳情第15号から陳情第22号までは、陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これにて散会致します。

なお、12月10日、火曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願い致します。

今日は大変ご苦勞様でした。

午前 1 1 時 5 2 分 散会